


長野県池田町キャラクター

てるみん  ふ～みん

デザイン利用ガイド



長野県池田町

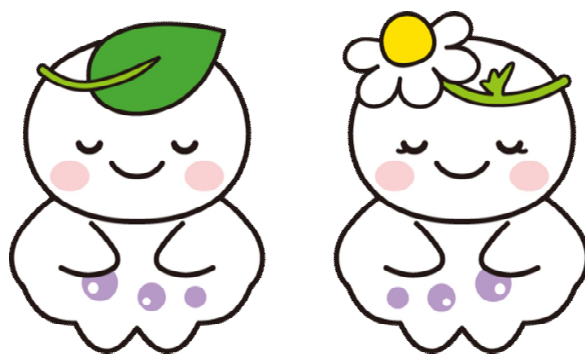


もくじ

1.はじめに.....	1
2.申請の流れについて.....	2
3.デザイン使用ルール.....	3
4.よくある問い合わせ.....	7

この利用ガイドには、てるみん・ふ～みんのデザインを使用する際の基本的なルールが記載されています。

利用ガイドに沿った使用をしていただき、てるみん・ふ～みんがさらに魅力的で皆さまに愛されるキャラクターになれるよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



てるみん・ふ～みんに関する著作権、商標登録権などは「池田町」に帰属します。



1.はじめに

長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ～みん」(以下「てるみん・ふ～みん」という。)は、

◎池田町の魅力を PR

◎池田町の経済活性化(産業・観光)

を目的としたキャラクターです。



「てるみん・ふ～みん」のデザインは、目的と要綱に従った使用であれば、無料でお使いいただけます。

使用する際は、あらかじめ“長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ～みん」デザイン使用申請書”を提出し、事前に承認を受けることが必要です。

次のいずれかに該当し、かつ営利を目的とせず、図柄を変更することなく平面で使用するときは、申請書の提出をする必要はありません。

- ① 町の関係機関が使用するとき。
- ② 学校等が教育の目的で使用するとき。
- ③ 町内自治会等の住民組織が、地域活動において使用するとき。
- ④ 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- ⑤ 個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- ⑥ その他町長が使用について適当と認めたとき。

※ただし、申請書を提出しない場合も、「3.デザイン使用上のルール」(3～6 ページ)に記載の事項を遵守していただく必要があります。必ずご一読いただき、ルールに従って使用してください。



2.申請の流れについて

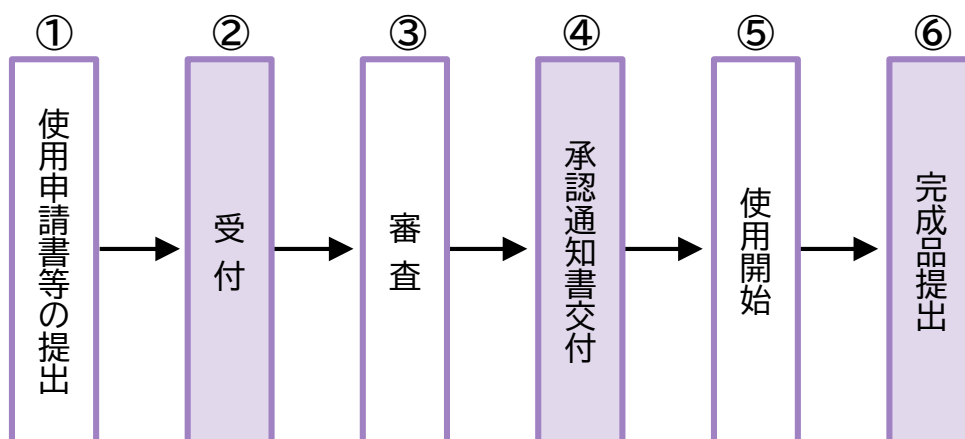
使用にあたっては、事前に町に申請し、許諾を得ることが必要です。「デザイン使用に関する要綱」および「デザイン利用ガイド」をよくお読みの上、下記の書類等を申請してください。

申請書類

- ・デザイン使用申請書
- ・企画書、見本(任意書式)
- ・申請者の概要
- ・その他参考資料



●申請書等の提出後の流れ



- 受付後の審査には1週間程度時間がかかります。デザインの修正等が必要な場合は、1週間以上かかることがあります。
- 新しいデザインを作成したい場合は、必ず事前に内容をご相談いただいた上で申請をしてください。(→P.7)
- 「てるみん・ふ～みんデザインシート」内の解像度の高いデータをお渡しできます。承認通知書の交付後にご希望のデザインをご相談ください。データ形式:PNG または AI です。
- 完成品は、現物を町へ郵送・持参してください。現物の提出が難しい場合は、商品を撮影した写真でも構いません。

●提出先・お問い合わせ

池田町役場 振興課 商工観光係

住所:〒399-8696 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6

TEL:0261-62-3127

E-MAIL:shoko@town.ikeda.nagano.jp



3.デザイン使用ルール

(1)キャラクタープロフィール

よく晴れた七夕の日に、織姫と彦星が天の川で出会い、うれし涙が朝露となり、ハーブの葉っぱに落ちて誕生したてるてる坊主の妖精。てるみんは、ミントのてるてる坊主の妖精、ふ～みんは、カモミールのてるてる坊主の妖精です。



てるみん	なまえ	ふ～みん
7月7日	たんじょう日	7月7日
池田町	出身	池田町
ひみつ (お酒が飲めるお年ごろ?)	年齢	ひみつ (お酒が飲めるお年ごろ?)
ゆかいなムードメーカー、天気を晴れにすることが得意	性格	穏やかでやさしく、人の心を晴れやかにすることが得意
ミントティー、池田町の日本酒、ふ～みん	好きなもの	カモミールティー、池田町のワイン、てるみん

(2)キャラクターのコンセプト

てるみん・ふ～みんは、お天気や人の心をパツと明るく晴れやかにする、まっすぐでポジティブなコンビです。

- ・ てるみん(ミント):花言葉は「元気回復」。明るくみんなを活気づけます。
- ・ ふ～みん(カモミール):花言葉は「癒し」。優しくみんなの心に寄り添い、安らぎを届けます。

デザインの際は、これらのコンセプトを大切に表現してください。

(3)キャラクター名の表記

てるみん・ふ～みんのイラスト付近に「長野県池田町キャラクターてるみん・ふ～みん」と必ず表記してください。



長野県池田町キャラクター
てるみん・ふ～みん

表記のポイント

「てるみん」と「ふ～みん」の間に「・」が入ります。

✕ てるみんふ～みん

○ てるみん・ふ～みん

「ふ～みん」の音引きは「～」です。

✕ てるみんふーみん

○ てるみん・ふ～みん

(4)色指定について

●カラーで使用する場合

色指定に従って使用してください。

媒体のデザインコンセプト上、やむを得ず色変更が必要な場合は、キャラクターのコンセプトおよび配色のイメージを崩さない範囲(同系色でのトーン微調整など)において変更を許可しますが、必ず事前に内容をご相談いただいた上で、申請をしてください。

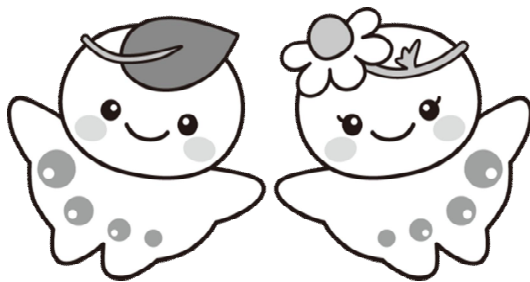


部位など	色	4C(%)	DIC	PANTONE
輪郭・目・口		K100	DIC-582	PANTONE Black C
顔・体・目と露の光・カモミール花びら	※	C0・M0・Y0・K0	White	PANTONE White C
ほっぺ		M25・Y10	DIC-2012	PANTONE 706 C
露		C32・M43	DIC-71	PANTONE Violet 0631 C
ミントの葉		C70・M8・Y100	DIC-2559	PANTONE 361 C
ミントの茎・カモミールの茎		C48・Y100	DIC-2544	PANTONE 375 C
カモミール中央		M10・Y100	DIC-570	PANTONE Yellow C

※白は用紙の白、または白インクを使用してください。

●モノクロで使用する場合

色指定に従って使用してください。



部位など	色	モノクロ(%)
輪郭・目・口	黒	K100
顔・体・目と露の光・ カモミール花びら	※	K0
ほっぺ	グレー	K20
露	ダークグレー	K40
ミントの葉	ダークグレー	K60
ミントの茎・カモミールの茎	グレー	K30
カモミール中央	グレー	K30

※白は用紙の白、または白インクを使用してください。

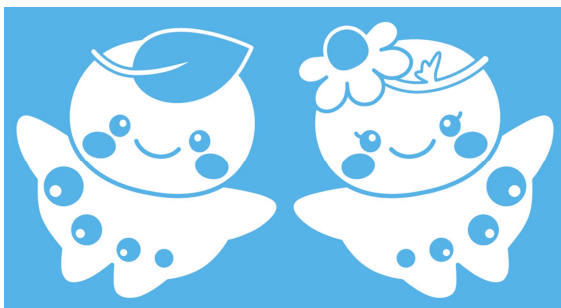
●単色で使用する場合

媒体のデザインコンセプトや印刷条件に応じ、単色(1色表現)で 사용할 ことができます。色は自由ですが、てるみん・ふ～みんは下記のイラストの通り正確に単色で表示してください。



●白抜き(単色反転)で使用する場合

媒体のデザインコンセプトや印刷条件に応じ、白1色に反転させて使用することができます。背景の色は自由ですが、てるみん・ふ～みんは下記イラストの通り、正確に白1色で反転させて表示してください。



(5)キャラクター単体使用について

てるみん・ふ～みんは、2体揃ってのストーリーや世界観を持つキャラクターです。そのため、可能な限り2体セットでのご活用をお願いいたします。

※スペースの都合などで、どうしても単体配置になる場合は、必ず「2体でひとつのキャラクター」であることが伝わるよう、テキストでの補足を徹底してください。

例1



長野県池田町キャラクター
てるみん・ふ～みん

例2



長野県池田町キャラクター
てるみん・ふ～みん

(6)使用にあたっての禁止事項

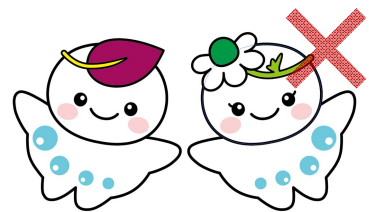
使用にあたっては、以下の事項を禁止します。



変形



加工・改変



色の変更



反転



文字や別のイラストを重ねる



吹き出しをつける



4.よくある問い合わせ

Q1.申請してから承認されるまでにどれくらいの時間がかかりますか？

A:受付後の審査には、1週間程度お時間がかかります。修正等がある場合は、更に時間がかかることがありますので、余裕を持って申請してください。

Q2.メールでの申請はできますか？

A:メールでの申請は可能です。2 ページに記載の申請書類をメールに添付して、池田町役場振興課商工観光係(shoko@town.ikeda.nagano.jp)までお送りください。
メールタイトルは「池田町キャラクター利用申請(申請者名)」としてください。

Q3.承認の有効期間はいつまでですか？

A:使用承認期間は、最長で承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までとします。承認期間を超えて使用する場合は、再度申請が必要です。

例) 承認日 令和8年7月7日

承認期間 令和10年3月31日(最長)

令和 8.7.7
承認日

令和9.7.6
1年経過

令和 10.3.31
承認期間終了



Q4.新しいデザインを作りたいのですが、申請は必要ですか？

A:新しいデザインを作成したい場合は、必ず事前にご相談いただいた上で、申請をしていただきます。

- ・ 申請時に、作成した新しいデザインのデータをご提出ください。
- ・ デザインの提出方法は、Adobe Illustrator(.ai)形式、カラーモード CMYK で作成されたものに限りです。
- ・ 提出されたデザインは、こちらで修正をさせていただく場合があります。
- ・ 修正や審査のため、通常の使用申請よりもお時間がかかることがありますので予めご了承ください。
- ・ 新しく作成いただいたデザインの権利は池田町に帰属し、第三者が使用できるものとしますので、ご了承ください。

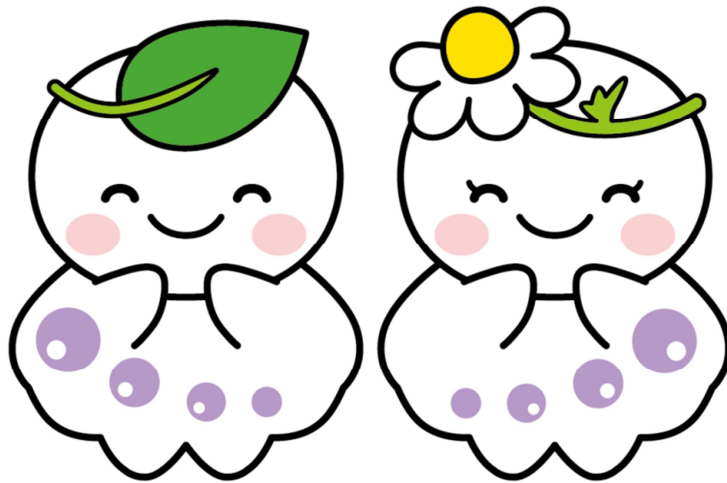
Q5.てるみん・ふ～みに吹き出しを付けても良いですか？

A:・ 話し言葉については、原則として町の監修が必要です。

- ・ てるみん・ふ～みが話すのは、池田町を PR する言葉のみとします。
- ・ 特定の商品やお店、個人を宣伝する言葉を話すことはできません。
- ・ 長い文章や難しい説明文を話すことはできません。

Q6.てるみん・ふ～みグッズを作成・販売することはできますか。

A:てるみん・ふ～みグッズの作成・販売は可能です。2ページの「2.申請の流れについて」の通り事前に申請し、町の承認を得てからグッズ作成・販売を行ってください。



お問い合わせ

池田町役場 振興課 商工観光係

住所:〒399-8696 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6

TEL:0261-62-3127 FAX:0261-62-9404

E-MAIL:shoko@town.ikeda.nagano.jp